

第2期イノシシ管理計画

令和3年度事業実施計画

令和3年4月

兵庫県

目 次

1	はじめに	1
2	現状	1
(1)	生息・分布状況	1
(2)	捕獲状況	2
(3)	防護柵設置状況	3
(4)	被害状況	3
3	目標達成のための具体的な方策	5
(1)	個体数管理	6
(2)	被害防除	7
(3)	生息地管理	8
(4)	イノシシの有効活用等	9
(5)	その他	9

〔参考：西暦と和暦の対照表〕

西暦	和暦
2011年	平成23年
2012年	平成24年
2013年	平成25年
2014年	平成26年
2015年	平成27年
2016年	平成28年
2017年	平成29年
2018年	平成30年
2019年	令和元年
2020年	令和2年
2021年	令和3年

1 はじめに

本計画は最新の調査結果等に基づき、令和3年度の兵庫県におけるイノシシ管理のための方策について定めるものである。

2 現状

(1) 生息・分布状況

イノシシはほぼ全県域に生息しているが、生息密度の指標となる目撃効率^{※1}は、本州の中央部を中心に広い範囲で0.2を下回っている。但馬や本州南部など一部の生息密度が高い地域でも、平成27年度から令和元年度までの目撃効率は減少しているが、淡路では、増加に転じた地域が昨年度より増えた。（資料編P6、図-9に各年度の目撃効率の詳細を示す。）

また、推定生息数は、参考データではあるが、本州部で23,492～47,746頭、淡路地域で9,450～34,968頭となっている。（資料編P11、表5）

なお、目撃効率データはないが神戸・阪神地域の都市部に隣接する六甲山系に人馴れしたイノシシが分布しており、林縁部だけでなく市街地への出没も認められている。

※1 目撃効率：1人の狩猟者が1日に目撃したイノシシの頭数の平均。

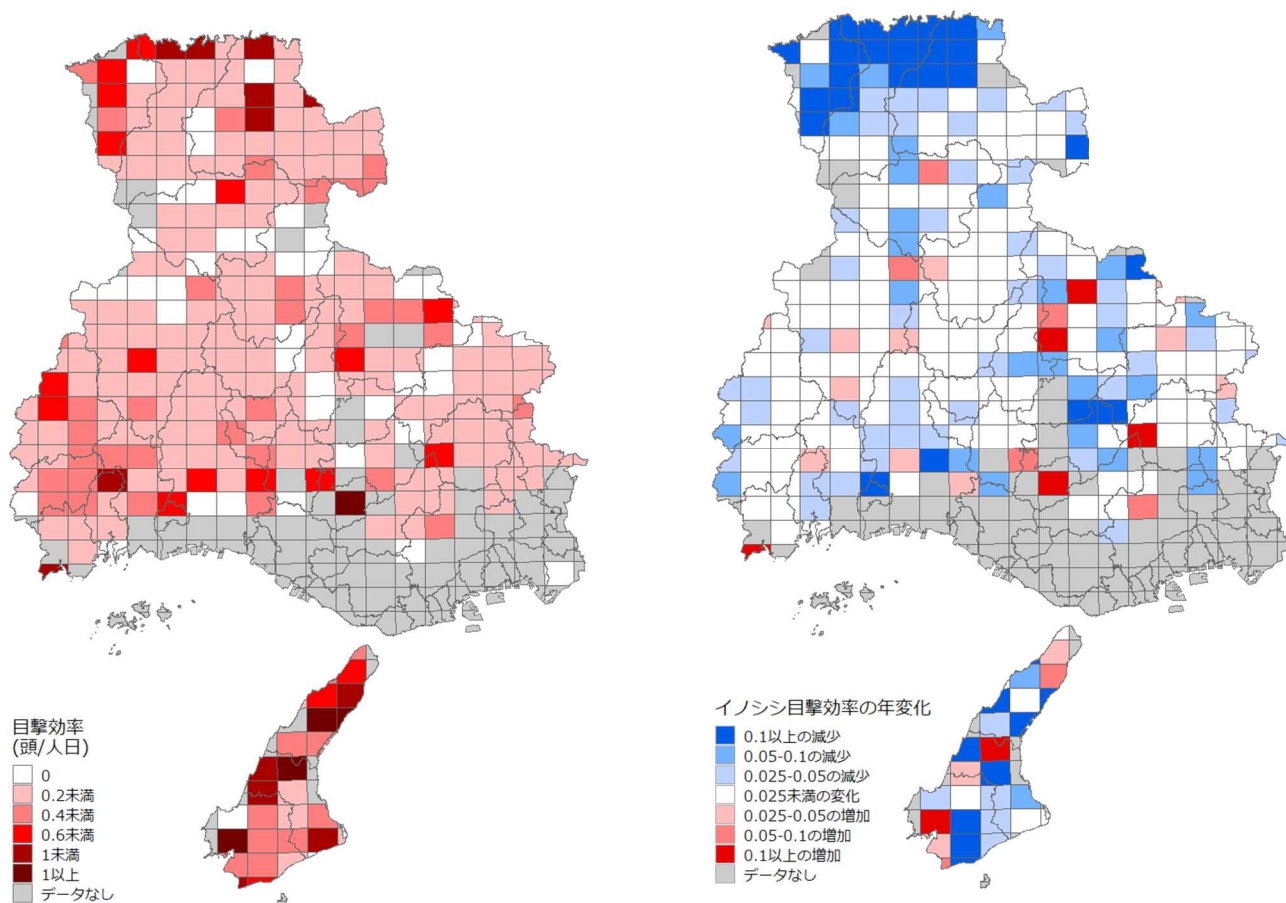


図-1 イノシシの目撃効率（R元年度）

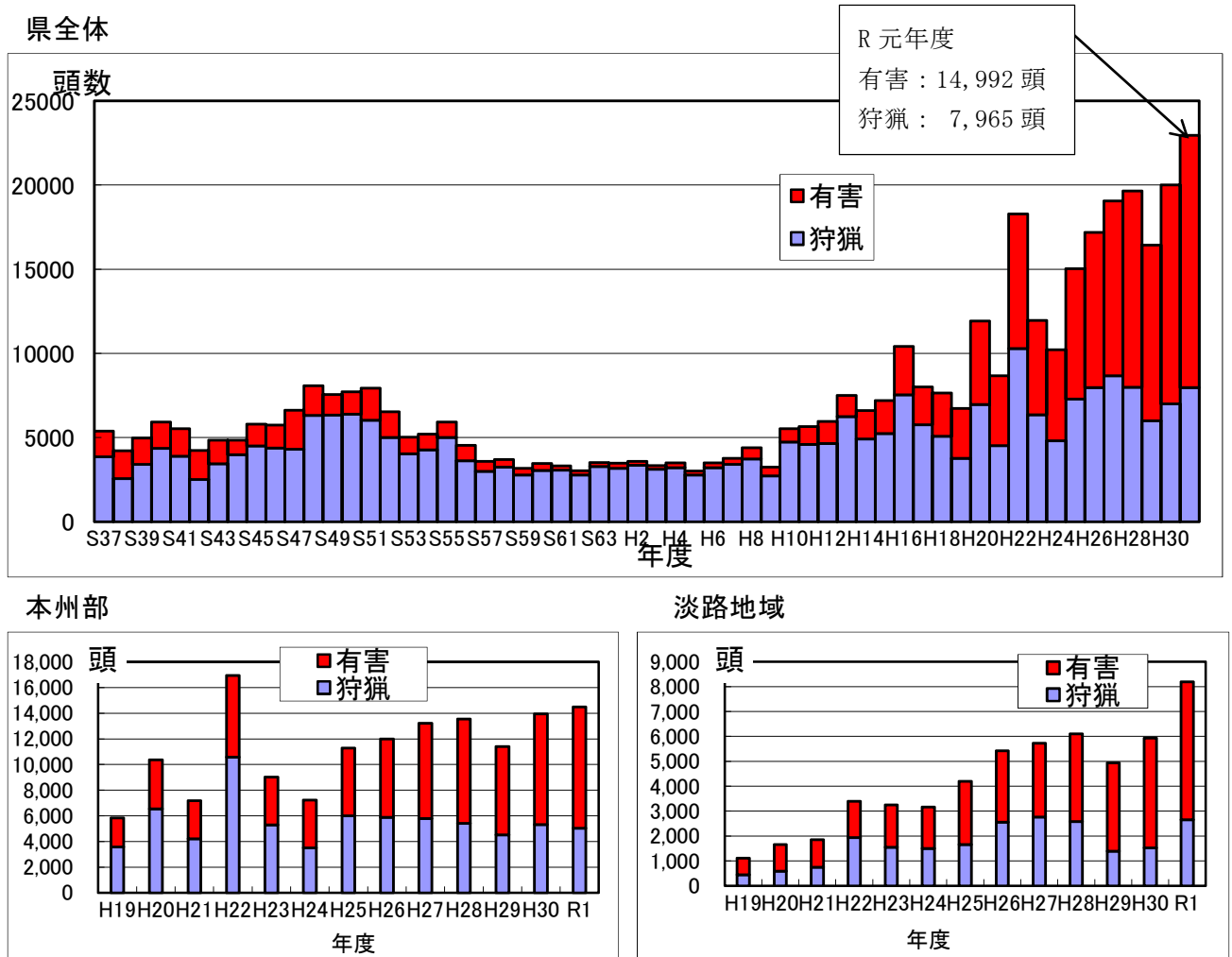
図-2 イノシシ目撃効率の変化^{※2}（H27→R元年度）

※2 5年間の目撃効率をポワソン回帰し、年変化率(%)に換算した

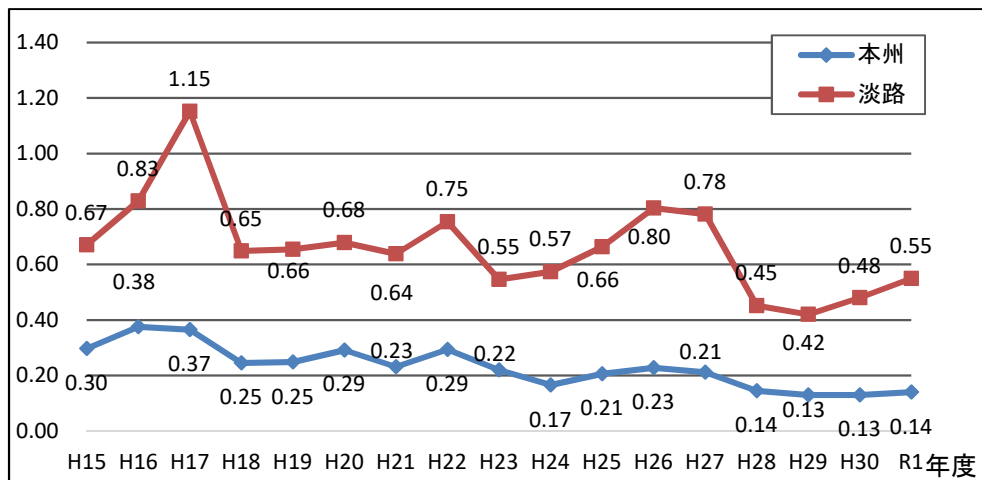
(2) 捕獲状況

令和元年度の捕獲頭数は 22,957 頭で過去最高となった。また 15,000 頭以上の捕獲が平成 25 年度から継続しており、引き続き強い捕獲圧が維持されている。

その結果、年度ごとの増減はあるものの目撃効率は本州部では、緩やかな減少傾向となっており、管理計画の目安の 0.2 を下回っている。一方、淡路地域では、本州部の 3 倍以上の高い値が続いており、平成 30 年度からは増加傾向になった。



図－3 捕獲頭数の推移



図－4 目撃効率の推移

(3) 防護柵設置状況

シカ、イノシシの農地への侵入を物理的に防止するため、各種補助制度を活用した防護柵の設置が進んでおり、令和元年度までに累計で約9,729kmが設置されている。なお直近5年間で地域別で比較すると、特に淡路地域では平成28年度以降、防護柵の整備が大きく進んでいる。

表－1 防護柵の設置状況（事業別）

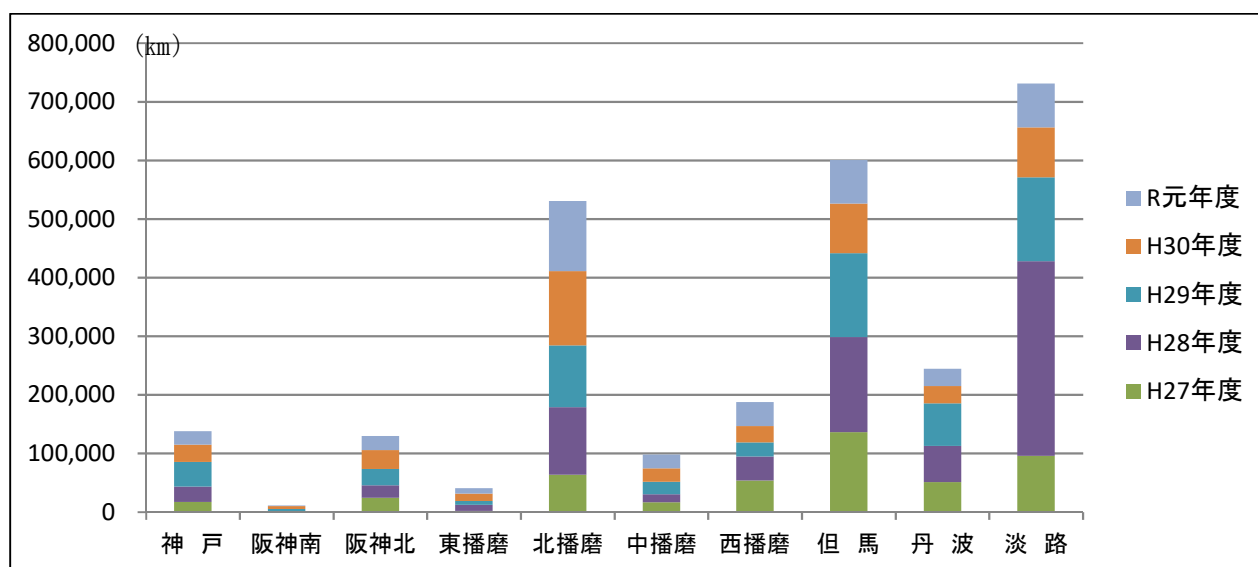
単位：km

県民局	国庫	県単独	自治振 ^{※3}	市町単	その他 ^{※4}	小計 ^{※5}
神戸	289	0	0	0	0	289
阪神南	0	0	0	11	0	11
阪神北	250	0	6	104	0	360
東播磨	33	2	0	16	2	52
北播磨	388	110	68	423	0	990
中播磨	279	185	113	34	10	620
西播磨	293	503	253	633	135	1,817
但馬	911	268	430	817	4	2,430
丹波	572	136	30	303	84	1,126
淡路	1,186	172	145	529	0	2,033
県計	4,202	1,377	1,045	2,870	235	9,729

※3 自治振とは、県単独の自治振興事業

※4 その他とは、中山間直接支払い、県民局事業で設置したもの

※5 四捨五入のため、内訳数字の計と合計数字が一致しない場合がある。



図－5 防護柵の設置状況（地域別：直近5年間）

(4) 被害状況

イノシシによる令和元年度の農林業被害金額は1億8千3百万円で、平成30年度から約4,000万円減少し、近年最も被害金額の低かった平成29年度と同程度となった。

また、平成30年度に実施した鳥獣害アンケートの農業被害の結果は、県全体では「深刻」6.5%、「大きい」22.0%で合わせると28.5%となり3割近くの集落が大きな被害を

感じていることが分かる。また地域別では、本州部が「深刻」6.4%、「大きい」21.7%、淡路地域が「深刻」7.4%、「大きい」24.9%であり、引き続き淡路地域の方が本州部よりも被害が大きい傾向となった。

なお、イノシシによる人身被害は近年減少傾向にあるものの、令和元年度は神戸市内で4件発生しており、生活環境被害に関する苦情も六甲山麓の自治体に対して多数寄せられるなど大きな社会問題となっている。

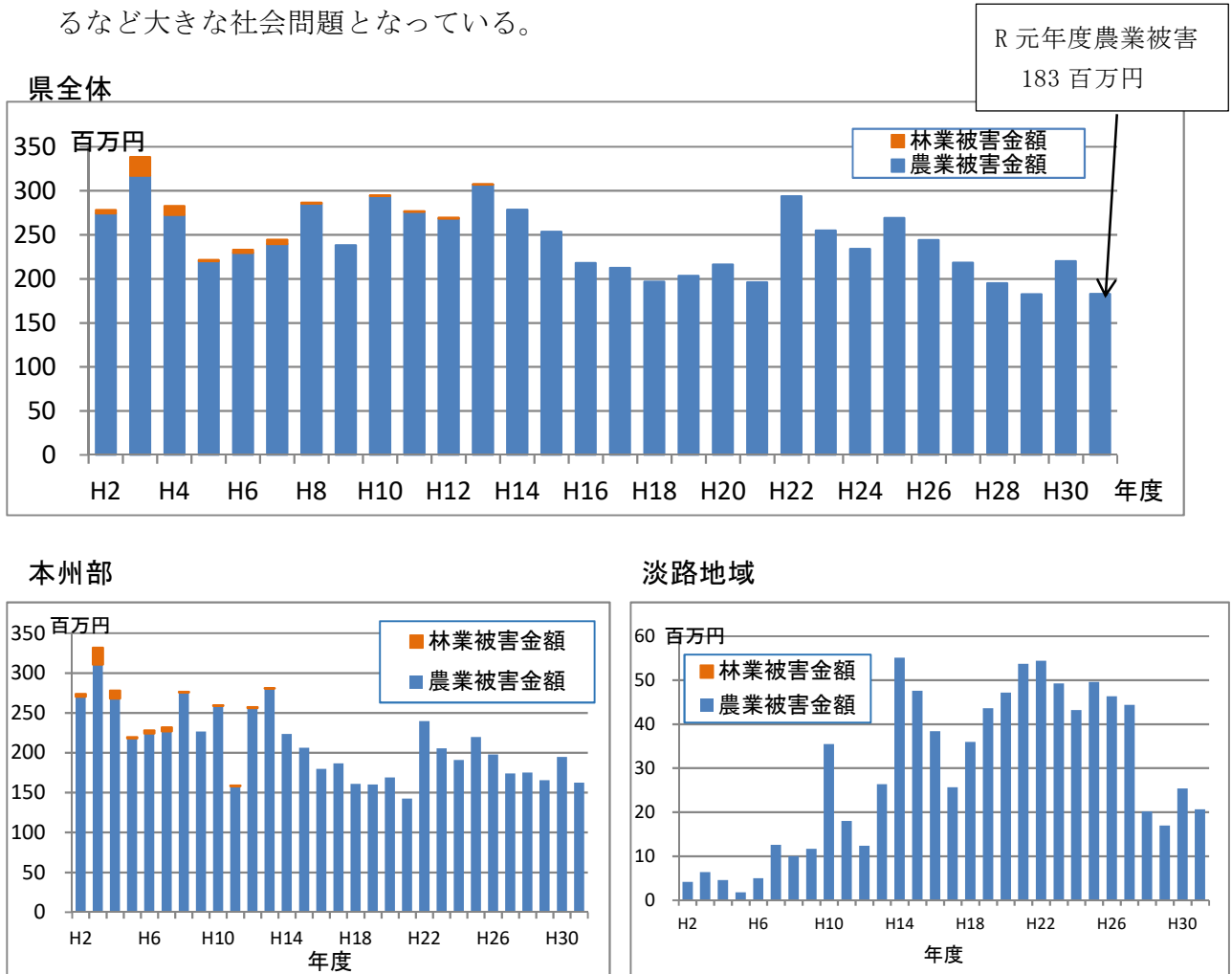
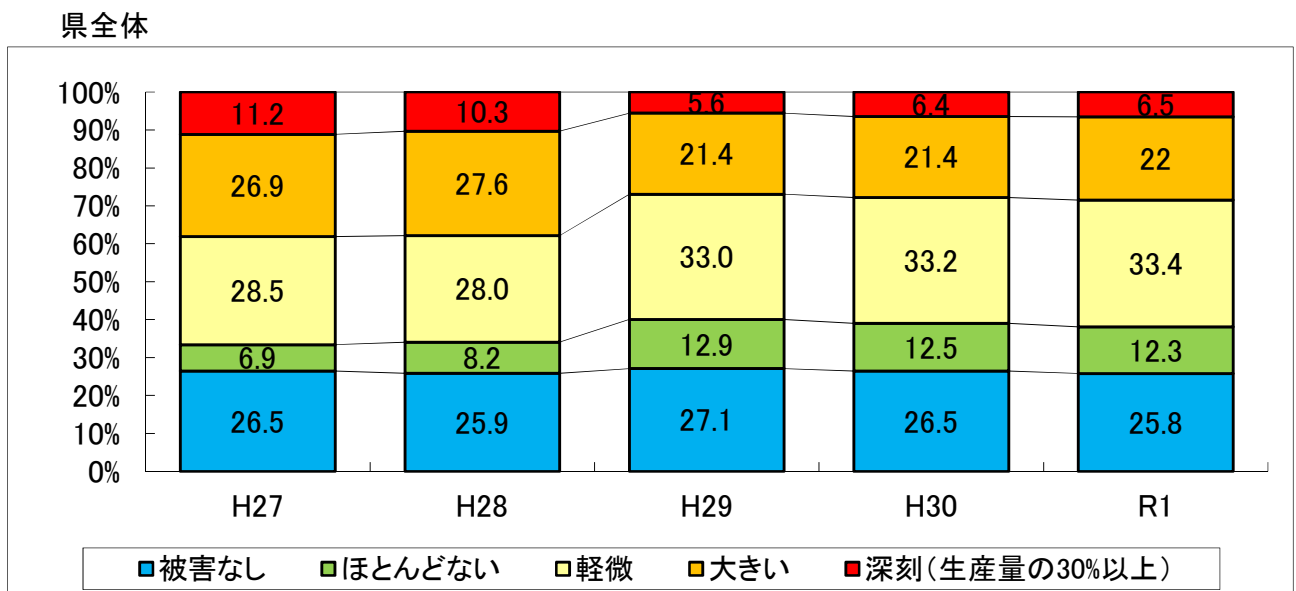
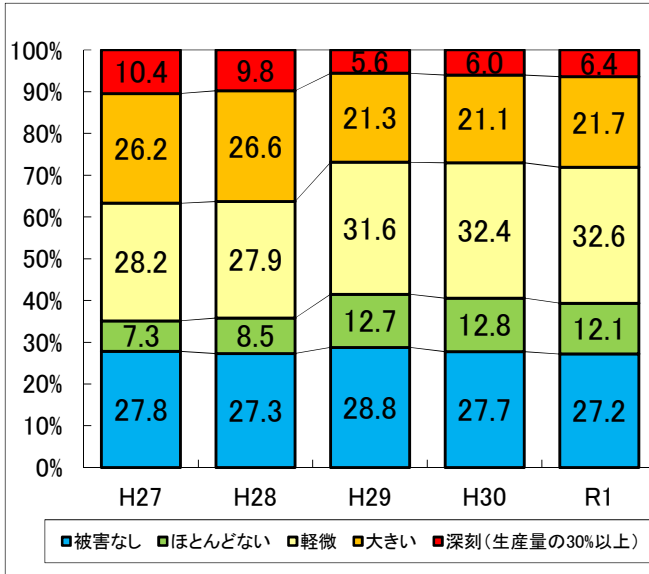


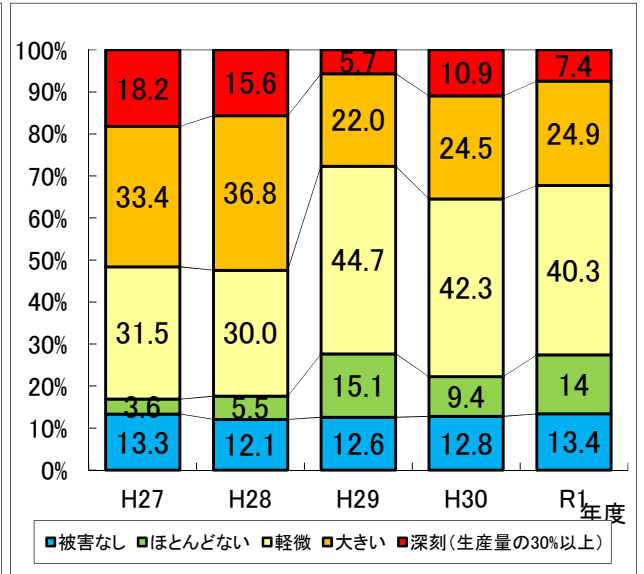
図-6 イノシシによる農林業被害額の推移



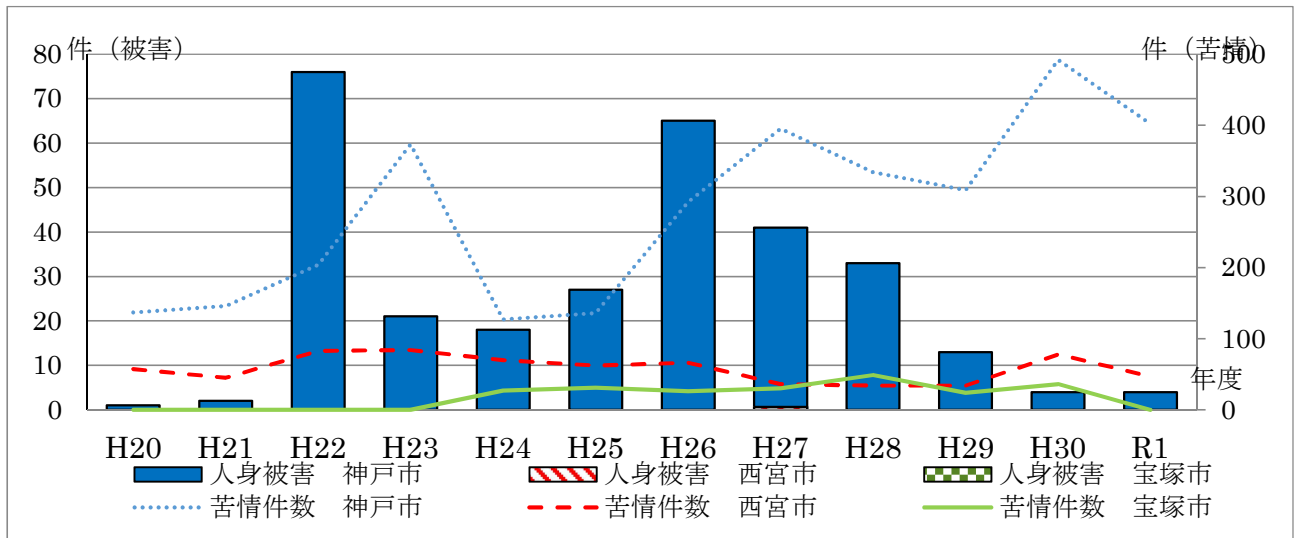
本州部



淡路地域



図ー7 イノシシによる農林業被害意識の推移



図ー8 六甲山系イノシシによる人身被害と苦情件数（神戸市、西宮市、宝塚市）

3 目標達成のための具体的な方策

イノシシは、防護柵のわずかな隙間から農地へ侵入する。安全に農作物を食べられる農地は反復して被害を出す。1頭でも被害が大きいなどから、生息密度の指標となる目撃効率が低い本州中央部であっても、大きな農業被害を発生させている。

また、イノシシは繁殖力が非常に強く、精度の高い生息数推定はできていないものの、近年 15,000 頭～20,000 頭を捕獲してもなお、被害が減らないことから、捕獲目標 25,000 頭とし、徹底した捕獲を行う。

さらに、イノシシは、個体数管理以上に被害対策が重要であることから、防護柵整備や加害個体の捕獲など各地域の状況に応じた総合的な対策を強力に推進する必要がある。

(1) 個体数管理

但馬地域北部や淡路地域など生息密度が高い地域や播磨・丹波地域など目撃効率が上昇している地域が認められ、鳥獣害アンケートでの農業被害が管理計画の目標に達していないことから、目撃効率が県下全域で0.2未満となるよう引き続き捕獲を推進する。

ア 捕獲重点化市町の設定

令和元年度の目撃効率が0.2以上の市町を「捕獲重点化市町」に定め、以下の取組を進める。

- (ア) 集落毎の有害捕獲データを収集分析し、捕獲の遅れている集落の捕獲体制強化を行う。
- (イ) 捕獲重点化市町における有害捕獲体制の課題を整理し、体制整備が遅れている市町については連絡調整会議（県、市町、猟友会、被害農家等）を設置して有害捕獲体制の改善を指導する。

イ 規制緩和を継続実施

- (ア) 生息密度の低減を図るため、3月15日までとしている狩猟期間の延長を継続する。
- (イ) 直径12cm以上のくくりわなの制限解除を継続する。（淡路地域のみ）

ウ 効率的な個体数調整のための取組

- (ア) イノシシは複数のメスを中心とした群れを形成することから、個体数増加に重要な役割を果たすメスの生息密度低減を図るため、大型捕獲檻等の活用による群れごと捕獲を推進する。
- (イ) 狩猟期間中の鳥獣保護区内での有害捕獲を継続するとともに、地域の実情に応じて鳥獣保護区の見直しを検討する。
- (ウ) 雌雄別の捕獲数が全体の個体数の推移に与える影響について検証するため、有害データの収集に努める。

エ 狩猟期間中の捕獲促進

狩猟期間中のイノシシ捕獲について、狩猟者に対して捕獲報償金を交付する。

オ わな猟による捕獲促進

市町のイノシシ捕獲用わな整備を支援する。

カ 捕獲の効率化

- (ア) 防護柵を設置しているものの農会アンケートで被害が「深刻」または「大きい」と回答している集落などを対象に、集落ぐるみの捕獲活動を普及指導する。
- (イ) 狩猟者の捕獲技術向上等による捕獲の効率化を促進する。
- (ウ) ICT等を活用し効率的な捕獲ができるわなの導入について普及、指導する。

キ 県主導による捕獲の強化

- (ア) イノシシの生息密度が高く、被害が深刻化しているが、狩猟者の不足などにより、有害捕獲が効率的に実施できていない地域において、県が指定管理鳥獣捕獲等事業により、鳥獣捕獲等事業者への委託による捕獲を実施する。

令和3年度は、令和4年度の捕獲に向け、捕獲場所、捕獲方法、生息状況等の調査を実施する。

- (イ) 県が捕獲専門家チームを編成し、狩猟者が少ないなど、捕獲体制が脆弱な市町村からの要望により県主導で有害捕獲を実施する。
- (ウ) 捕獲専門家チームが遠隔操作や自動で作動するICT捕獲オリを活用し、効率的に捕獲を実施する。

ク より詳細な生息・分布状況の分析

兵庫県立大学で確立された自動撮影カメラによる REST^{※10} モデルに基づく調査並びにイノシシによる掘り起こし痕跡調査を県下広域で実施し、より精細な個体数推計と生息密度マップ作成に取り組む。また、家島諸島や沼島におけるイノシシの生息状況や被害状況についても調査を実施する。

※10 自動撮影カメラによる REST モデルカメラで野生動物を撮影し、写った個体数とその移動速度等から個体識別せずに生息数推定が可能となる手法。

(2) 被害防除

ア 農業被害対策

被害対策が必要な集落（被害が発生又は被害発生が予想される地域）やその周辺集落に対して、鳥獣害を未然に防ぐ取組を含めた被害対策を、面的に広範囲で、ローラー作戦により強化実施を図り、農林水産業被害等の軽減に向け総合的な取組を行う。

(ア) 集落の被害実態の把握と適切な対策実施

県、市町が委託した鳥獣対策サポーター^{※6}による被害実態の把握とカルテの作成、それに基づく集落の総合的かつ計画的な鳥獣被害対策の指導・支援が行われるように、取組誘導を行う。

※6 鳥獣対策サポーター：鳥獣対策サポーター派遣支援事業を活用して県、市町が民間の専門事業者に総合的な被害対策を委託。取組内容は、集落の鳥獣被害等の実態把握及びカルテの作成、鳥獣被害への取組みの普及啓発、誘引物の除去、防護柵の整備・点検・補修、加害鳥獣の捕獲等の指導・支援、リーダーの育成支援等

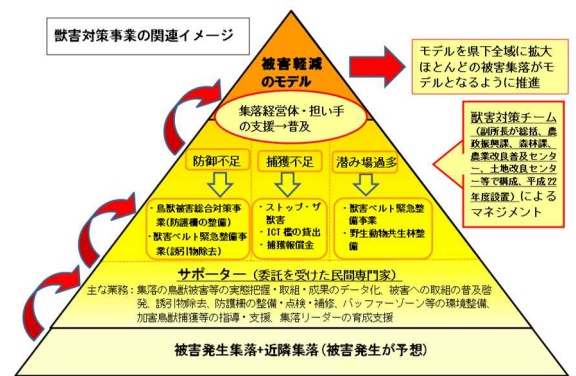


図-9 獣害対策事業の関連イメージ

(イ) 獣害対策チーム等による被害対策のマネジメント

鳥獣対策サポーターや市町等関係機関と連携し、各農林(水産)振興事務所に設置した獣害対策チーム^{※7}が、地域の被害実態を適切に把握したうえで総合的な獣害対策を推進するためのマネジメントを行う。

※7 獣害対策チーム：各農林(水産)振興事務所に設置し、農政振興課、森林課、農業改良普及センター等で構成、副所長が総括し、関係機関等の調整等総合的な獣害対策のマネジメントなどを行う。

(ウ) 防護柵の設置・点検補修の指導

新たな防護柵の設置や、既存防護柵の機能向上への取組みを支援するため、設置場所や設置後の点検補修による維持管理について技術指導を行う。

(エ) 集落ぐるみによる環境改善の指導

住民自らが積極的に参加する獣害対策として、藪の刈り払いによる集落環境の改善や無意識の餌付け行為の防止、不要果樹対策など集落ぐるみの獣害対策について啓発と技術普及を図る。

また、イノシシの侵入抑制や柵の保守管理を行いやすくするため、獣害ベルト緊急整備^{※8}や野生動物共生林整備^{※9}を活用し、バッファゾーンの整備を行う。

※8 獣害ベルト緊急整備：野生動物の潜み場となる藪・灌木等の伐採や、誘引要因となる放任果樹の除去等を緊急的に実施し、集落エリアへの野生動物の侵入を低減させるもの。

※9 野生動物共生林整備：県民緑税を活用した「災害に強い森づくり」のひとつ。野生動物と人とのあつれきが生じている地域において、人と野生動物との棲み分けのゾーンを設けるとともに、広葉樹林整備や人工林の広葉樹林化によって森林の奥地に共生林を整備するもの。

(オ) 加害個体の捕獲

農地周辺等での有害捕獲について、農会や地域住民と猟友会等との連携強化を推進するとともに、ストップ・ザ・獣害事業の活用により、現地指導員を派遣し、地域住民等が主体となった捕獲に対する技術指導並びに体制づくりを支援する。

イ 生活被害対策

(ア) 生活被害対策の支援

餌付防止や生ゴミの適正処理などイノシシを人の生活圏に近づけない対策の啓発活動など関係行政機関と地域住民が連携して行う取り組みや、人身被害が続発する場合などの緊急時対応について技術支援を行う。

(イ) 都市部出没個体の捕獲促進

生活被害が多発している六甲山麓などの都市部地域において、出没イノシシやその予備群の捕獲を実施する市町を支援する。

(3) 生息地管理

野生鳥獣の生息環境に必要な多様な森林の育成を目指し、広葉樹林の保全・復元やスギ・ヒノキ等人工林の広葉樹林・針広混交への誘導などを図る。この一環として、県民緑税を活用して、「野生動物共生林整備」や「針葉樹林と広葉樹林の混交整備^{※11}」を進める。

また、獣害対策にも繋げることをねらいとして、地域住民が行う「住民参画型森林整備^{※12}」を支援する。

「災害に強い森づくり」による森林整備 【令和3年度実施計画量（令和3年度新規着手分）】

区分	野生動物共生林整備			針葉樹林と 広葉樹林の 混交整備 (生息地管 理)	住民参画型 森林整備 (被害防除)	広葉樹林化 促進パイロット 事業（H24 年度～） (生息地管 理)
	バッファゾ ン整備 (被害防 除)	共生林整備 (生息地管理)				
		広葉樹林整備 タイプ	人工林の広 葉樹林化タ イプ			
箇所数	12	6	1	10	10	—
面積(ha)	360	60	1	200	20	17

※11 針葉樹林と広葉樹林の混交整備：県民緑税を活用した「災害に強い森づくり」のひとつ。手入れ不足の高齢人工林を部分伐採し、跡地に広葉樹を植栽してパッチワーク状の多様な森林に誘導するもの。

※12 住民参画型森林整備：県民緑税を活用した「災害に強い森づくり」のひとつ。地域住民やボランティア等による自発的な「災害に強い森づくり」整備活動に対し、資機材等を支援するもの。

(4) イノシシの有効活用等

ア 有効活用の推進

ジビエ利用はシカに比べ進んでいるものの、夏季に有害捕獲したイノシシは利用されず廃棄される個体が多いことから、捕獲したイノシシを地域資源として活用し、付加価値を高めることによって捕獲のインセンティブ向上を図るため、処理加工施設の整備と搬入の推進を支援する。

イ 適正処理の推進

有効活用できない個体について適正処理を推進する。

(ア) 減容化施設の導入と持ち込み促進

減容化施設の導入を促進するとともに、同施設への搬入に向けた取組を進める。

(イ) 搬入義務化の推進と処分方法の適正化

シカ肉等処理加工施設への搬入義務化を推進するとともに、搬入に適さない個体については、処分方法の報告を求め、埋却等の適正な処分を推進する。

(ウ) 「ひょうごジビエの日」の設定

「人に健康を、地域に元気を」をキャッチフレーズに、毎月6日(鹿(ロク))、16日(シシ(4×4))、第4火曜日(シカ)を「ひょうごジビエの日」とし、シシ肉等の有効活用をPRする。

(5) その他

ア 豚熱におけるワクチン散布のための県境域イノシシの密度調査の実施

豚熱ワクチンの効果的な散布のため、県境域において自動撮影カメラによるRESTモデルに基づく調査並びにイノシシによる掘り起こし痕跡調査を実施し、イノシシの生息密度の高い地域の把握を行う。

また、京都府及び大阪府境からの豚熱感染イノシシの侵入を防止するため、県境6市町(豊岡市、朝来市、丹波市、丹波篠山市、猪名川町、川西市)で捕獲強化に取り組む。